

桶 下 審 第 7 号

令 和 4 年 11 月 8 日

桶川市長 小 野 克 典 様

桶川市公共下水道事業審議会

会 長 作 山 康



持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について(答申)

令和4年6月23日付け桶下第71号で諮問を受けた標題の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

また、留意されるべき事項として附帯意見を申し添えます。



《別紙》

# 答 申 書

令和4年11月8日

桶川市公共下水道事業審議会

## 1. はじめに

下水道は、汚水の速やかな処理による公衆衛生の向上や河川などの公共用水域の水質保全のための汚水整備と、降雨時の雨水の速やかな排除による浸水被害の軽減のための雨水整備があり、市民の皆様が快適で安心な生活を送るうえで欠かすことのできない重要な都市施設の一つです。

桶川市の下水道事業は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、昭和47年12月から整備を開始しました。汚水整備は昭和56年4月に供用開始となり、令和3年度末で中継ポンプ場4か所、路上ポンプ場5か所、管渠延長は約241kmの整備を行ってきました。また雨水整備はポンプ場1か所(汚水ポンプ場と兼用)、管渠延長約32kmの整備を行いました。

しかしながら、下水道施設の建設には多額の費用を要し、国庫補助金以外の財源の大半を地方債で賄っていることから、その償還にかかる費用が事業経営の大きな負担となっています。汚水施設の新規整備はほぼ終盤を迎えているところではありますが、今後は施設の老朽化に対応すべく、順次、施設更新を行っていかねばならないため、地方債の償還額はさらに増えていく見通しです。

さらに、令和2年7月22日付け 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官事務連絡『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項』にて、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円(税抜き 以下同じ)/ m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合」は、社会資本整備総合交付金(国庫補助金)の重点配分の対象としないことが示されました。桶川市は、現時点でどの条件も満たしておりません。今後の施設更新を行う上で、国庫補助金が活用できなければ、下水道事業の経営はさらに苦しくなることになります。

桶川市では、供用開始以来、現在にいたるまで経営の基本方針として、効率的な下水道経営による経費節減を最優先事項とし、下水道使用料の値上げを一度も行っておりませんでした。そのため、下水道事業にかかる費用に対して、下水道使用料だけでは足りない分を一般会計が赤字補填してきました。しかしこれからは、少子高齢化社会による人口減少や節水機器の普及により、下水道使用料収入が

増加することは見込めず、このままでは一般会計への依存度が増すばかりの状況となってしまう。

これらのことから、本審議会では市長より『持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について』の諮問を受けるにいたりました。

下水道事業の経営原則である、下水道の汚水処理サービスにより利益を受ける者がその経費を負担すべきという“受益者負担の原則”と下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく“独立採算の原則”を礎とした経営を目指し、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のような結論を得ましたので、答申いたします。

## 2. 下水道使用料適正化の必要性

### (1) 経費回収率の状況

桶川市では、公共下水道事業の基本方針として、効率的な下水道経営による経費節減を優先することとし、供用開始以来、消費税による改定を除いて一度も使用料の値上げを行うことなく汚水処理サービスの提供に努めてきました。現在の下水道事業の費用は、「職員人件費」、「下水道事業を維持するための経費」、「建設費及びそれに伴う借金の返済」の主に3つに大別され、その費用のほとんどは固定費であり、大幅に削減することが難しい状況です。

一方で、汚水処理にかかる経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率は、70%前後の低水準で推移しています。不足する費用は一般会計からの基準外繰入金(赤字補填)で補っており、地方公営企業の経営原則である「受益者負担(汚水私費)」、「独立採算」の原則に基づく経営が実現できていません。加えて、今後は少子高齢化による人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少し、下水道使用料の増加は見込めないことから、経費回収率がさらに悪化することも危惧されます。

### (2) 受益の公平性と一般会計からの基準外繰入金

一般会計の財源は、公共下水道事業の利用の有無にかかわらず市民の皆様が納入する市税を主な財源としています。この財源の中には公共下水道の未利用者の負担分も含まれています。一般会計からの基準外繰入金(赤字補填)を公共下水道事業会計に繰り入れることは、都市整備部門や福祉部門及び教育部門などの他に充てられる予算を使ってしまうということもでき、これは税負担に対する受益の公平性の観点からも問題があると考えられます。

### (3) 持続的運営のための施設更新

桶川市では、下水道施設の建設事業を昭和47年度に着手したことから、これからは、標準耐用年数50年を迎える下水道施設が増加していきます。『桶川市公共下水道事業経営戦略』では、更新費用の平準化を図り、令和11年度以降は下水道施設の更新に、毎年16億円もの費用がかかると試算されて

います。また、計画期間である令和32年度までに、総額で約334億円もの更新費用が必要となる見込みです。

#### (4) 社会資本整備総合交付金の交付要件

前述の多額な施設更新を行うためには、国の補助金である社会資本整備総合交付金の活用が不可欠となります。しかし、その交付要件には、使用料単価150円/ m<sup>3</sup> (3,000円/20 m<sup>3</sup> )、経費回収率80%などを意識した使用料の適正化を図ることが必要とされておりますが、桶川市の現状としてはそれらを満たしておりません。

#### (5) 下水道使用料の適正化の必要性についてのまとめ

以上のことから、桶川市公共下水道事業審議会の全委員が、下水道使用料の適正化は必要であるとの認識を持ちました。特に今後の下水道事業は、耐用年数を超えた施設の更新を行っていくことになり、その費用に国からの補助金の活用が不可欠であることから、交付要件を満たすために、令和6年度末までに使用料の適正化を行うことは、避けられないとの結論になりました。

### 3. 審議事項・審議結果

【審議事項①】目指すべき目標について …P17資料参照

- ・候補A(目指すべき水準:標準形)

3,000円:1か月20 m<sup>3</sup> 使用時の使用料(税抜き)

使用料対象経費を回収し、赤字を解消するうえでの最低限の水準

- ・候補B(目指すべき水準:理想形)

3,350円:1か月20 m<sup>3</sup> 使用時の使用料(税抜き)

使用料対象経費を回収したうえで、将来の更新投資分を確保する水準

#### 《審議結果》 候補B

【審議事項②】目標の達成方法について …P18資料参照

- ・(1)1段階で改定する方式
- ・(2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ
- ・(3)2段階で改定する方式 その2:初回でより多く値上げ

#### 《審議結果》 (2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ

【審議事項③】使用料体系案の検討 …P19資料参照

〈第1段階目の改定について審議〉

- ・ケース①:基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き
- ・ケース②:ケース①をベースに基本料金区分を変更  
( 1 m<sup>3</sup> ~ 10 m<sup>3</sup> /月)⇒( 1 m<sup>3</sup> ~ 8 m<sup>3</sup> /月)
- ・ケース③:基本料金・超過料金双方を値上げ
- ・ケース④:ケース③をベースに基本料金区分を変更  
( 1 m<sup>3</sup> ~ 10 m<sup>3</sup> /月)⇒( 1 m<sup>3</sup> ~ 8 m<sup>3</sup> /月)

#### 《審議結果》 ケース②:ケース①をベースに基本料金区分を変更

( 1 m<sup>3</sup> ~ 10 m<sup>3</sup> /月)⇒( 1 m<sup>3</sup> ~ 8 m<sup>3</sup> /月)

※第2段階目の改定については、第1段階目の使用料改定後に、新たな使用料算定期間を設けて再度審議予定。

《審議結果まとめ》

【審議事項①】目指すべき目標について

3, 350円:1か月20 m<sup>3</sup> 使用時の使用料(税抜き)

【審議事項②】目標の達成方法について

2段階で改定する方式その1:均等に値上げ(税抜き)

第1段階2, 600円/20 m<sup>3</sup>・1か月(800円値上げ)

第2段階3, 350円/20 m<sup>3</sup>・1か月(750円値上げ)

【審議事項③】使用料体系案の検討〈第1段階目の改定について審議〉

基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き、基本料金区分を変更

料金表(現行)

(税抜き)

| 料金区分                           | 水量区分                                       |      |
|--------------------------------|--------------------------------------------|------|
| 基本料金                           | 1 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup>       | 700円 |
| 超過料金<br>(1 m <sup>3</sup> あたり) | 11 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup>      | 110円 |
|                                | 31 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>      | 120円 |
|                                | 51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>     | 130円 |
|                                | 101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>    | 140円 |
|                                | 201 m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>    | 150円 |
|                                | 501 m <sup>3</sup> ~ 1, 000 m <sup>3</sup> | 160円 |
|                                | 1, 001 m <sup>3</sup> ~                    | 170円 |

料金表(改定後)

(税抜き)

| 料金区分                           | 水量区分                                       |         |
|--------------------------------|--------------------------------------------|---------|
| 基本料金                           | 1 m <sup>3</sup> ~ 8 m <sup>3</sup>        | 1, 300円 |
| 超過料金<br>(1 m <sup>3</sup> あたり) | 9 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup>       | 100円    |
|                                | 11 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup>      | 110円    |
|                                | 31 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>      | 120円    |
|                                | 51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>     | 130円    |
|                                | 101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>    | 140円    |
|                                | 201 m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup>    | 150円    |
|                                | 501 m <sup>3</sup> ~ 1, 000 m <sup>3</sup> | 160円    |
|                                | 1, 001 m <sup>3</sup> ~                    | 170円    |

※第2段階目の改定については、第1段階目の使用料改定後に、新たな使用料算定期間を設け再度審議予定。

#### 4. 審議結果に基づく下水道使用料改定案

##### (1) 現行の下水道使用料金表

桶川市公共下水道事業における、現行の使用料金表は以下のとおりです。

現行の使用料金表の特徴としては、月額の基本料金と汚水排除量に応じた超過料金からなる2部使用料制となっており、超過使用料は汚水排除量が多いほど単価が高くなる累進型の単価設定となっています。

##### 下水道使用料(現行)

| 種別   | 使用料算定基準(1月につき) |       |                                |                |
|------|----------------|-------|--------------------------------|----------------|
|      | 基本料金           |       | 超過料金                           |                |
|      | 汚水排除量          | 金額    | 汚水排除量別                         | 金額(1立方メートルにつき) |
| 一般汚水 | 10 立方メートルまで    | 700 円 | 10 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分     | 110 円          |
|      |                |       | 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分     | 120 円          |
|      |                |       | 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分    | 130 円          |
|      |                |       | 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分   | 140 円          |
|      |                |       | 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分   | 150 円          |
|      |                |       | 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 | 160 円          |
|      |                |       | 1,000 立方メートルを超える分              | 170 円          |

## (2) 改定後の下水道使用料金表案

桶川市公共下水道事業における、改定案の使用料金表は以下のとおりです。

現行の基本料金に含まれる汚水排除量を10立方メートルから、単身世帯の1か月あたりの平均汚水排除量(7.7立方メートル)を考慮して8立方メートルに下げ、金額を1,300円としました。また、超過料金の汚水排除量別区分に新たに8立方メートルを超え10立方メートルまでの区分を新設し、金額を1立方メートルあたり100円としました。

### 下水道使用料(改定案)

| 種別   | 使用料算定基準(1月につき) |         |                                |                |
|------|----------------|---------|--------------------------------|----------------|
|      | 基本料金           |         | 超過料金                           |                |
|      | 汚水排除量          | 金額      | 汚水排除量別                         | 金額(1立方メートルにつき) |
| 一般汚水 | 8 立方メートルまで     | 1,300 円 | 8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分      | 100 円          |
|      |                |         | 10 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分     | 110 円          |
|      |                |         | 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分     | 120 円          |
|      |                |         | 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分    | 130 円          |
|      |                |         | 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分   | 140 円          |
|      |                |         | 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分   | 150 円          |
|      |                |         | 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 | 160 円          |
|      |                |         | 1,000 立方メートルを超える分              | 170 円          |

(3) 下水道使用料金 新旧早見表 1か月 (税抜き)

| 区分<br>汚水排除量                         | 現行        | 改定案       | 増加額   |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-------|
| 1 m <sup>3</sup> ~ 8 m <sup>3</sup> | 700 円     | 1,300 円   | 600 円 |
| 9 m <sup>3</sup>                    | 700 円     | 1,400 円   | 700 円 |
| 10 m <sup>3</sup>                   | 700 円     | 1,500 円   | 800 円 |
| 20 m <sup>3</sup>                   | 1,800 円   | 2,600 円   | 800 円 |
| 30 m <sup>3</sup>                   | 2,900 円   | 3,700 円   | 800 円 |
| 40 m <sup>3</sup>                   | 4,100 円   | 4,900 円   | 800 円 |
| 50 m <sup>3</sup>                   | 5,300 円   | 6,100 円   | 800 円 |
| 60 m <sup>3</sup>                   | 6,600 円   | 7,400 円   | 800 円 |
| 70 m <sup>3</sup>                   | 7,900 円   | 8,700 円   | 800 円 |
| 80 m <sup>3</sup>                   | 9,200 円   | 10,000 円  | 800 円 |
| 90 m <sup>3</sup>                   | 10,500 円  | 11,300 円  | 800 円 |
| 100 m <sup>3</sup>                  | 11,800 円  | 12,600 円  | 800 円 |
| 200 m <sup>3</sup>                  | 25,800 円  | 26,600 円  | 800 円 |
| 300 m <sup>3</sup>                  | 40,800 円  | 41,600 円  | 800 円 |
| 400 m <sup>3</sup>                  | 55,800 円  | 56,600 円  | 800 円 |
| 500 m <sup>3</sup>                  | 70,800 円  | 71,600 円  | 800 円 |
| 1,000 m <sup>3</sup>                | 150,800 円 | 151,600 円 | 800 円 |
| 2,000 m <sup>3</sup>                | 320,800 円 | 321,600 円 | 800 円 |
| 3,000 m <sup>3</sup>                | 490,800 円 | 491,600 円 | 800 円 |
| 4,000 m <sup>3</sup>                | 660,800 円 | 661,600 円 | 800 円 |
| 5,000 m <sup>3</sup>                | 830,800 円 | 831,600 円 | 800 円 |

## 5. 附帯意見

◆本審議会は、新型コロナウイルス感染の拡大が深刻化し景気の先行きが不透明になるなか、さらにはウクライナ情勢に端を発した物価高騰による生活費の負担増も懸念されるなかで開催された。しかし、それらを考慮しながら審議するにはあまりに大きな問題であるため、本審議会では、純粹に下水道事業経営について審議し下水道使用料改定率及び改定方法の結論を得た。

しかしながら、公共下水道使用者である市民は、様々な社会情勢の影響を受けながら生活を営んでいることを鑑み、前述の事象を考慮して、市では可能な限り下水道使用料改定率の低減化を図ることについて、熟考願いたい。

◆使用料の適正化にあたっては、下水道使用者への説明を十分に行い、理解が得られるように努めていただきたい。特に桶川市が今まで使用料の改定をしてこなかったこと。少子高齢化社会と機器の節水化により収入が減少していく見通しの中で、老朽化した施設を更新していくため、国の補助金を活用するためには、使用料の改定が必要なことを丁寧に、わかりやすい資料などで工夫しながら周知していくことが必要だと考えます。また、周知方法については、市広報やSNS等の利用が考えられますが、自治会未加入者やインターネット環境がない方への配慮をしながら周知を行ってください。

◆下水道施設の大切さを知ってもらうPR活動をしてください。マンホールカードや審議会で使用した漫画「下水道のひみつ(学研)」などを活用し、下水道に興味を持ってもらうきっかけとなればと思います。そして、継続的に情報発信を行い、下水道の大切さを伝えてください。

◆今後、耐用年数を迎え、老朽化した施設の更新期を迎えます。更新費用を捻出するため負債が増大することが予測されます。令和4年度から、今後の更新計画である「桶川市公共下水道ストックマネジメント計画」の作成を始めたとのことですので、それに基づいて計画的かつ効率的な更新を行い、資本費の平準化を図り、負債の返済に過度の負担が生じないようお願いします。

◆下水道整備が完了した地区の未接続世帯に対して、引き続き接続の推進活動を行い、接続率の向上に努めてください。

◆今後の下水道事業の経営は、使用料改定後に経営戦略を見直して、それをもとに審議会で使用料適正化の審議を行い、必要に応じて使用料改定を行うことを5年程度のサイクルで実施していくよう国から要請されているという話がありました。そのため、桶川市でも使用料収入の水準が事業の規模に見合ったものになっているか、使用料体系がその時点での利用者の実態に適したものになっているのかなどを定期的に検証し、独立採算を目指し、安定した経営を行うことを望みます。

## 6. 結び

本審議会は、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について、市長からの諮問を受け、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、経営基盤をどう強化していくかについて、慎重な審議を重ねました。新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ等の国際情勢を契機とした物価高が進行し、今後の先行きが不透明な社会情勢の中での審議でしたが、ここで議論するにはあまりにも大きな問題のため、純粋に下水道事業の経営状況を鑑み、結論を出すにいたりました。

しかし、下水道事業の経営状況について純粋に審議した本答申書は、今後の下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示したものになったと考えます。本審議会の答申の趣旨を踏まえつつ、前述の問題に直面している利用者の生活状況も考慮し、下水道使用料の改定について慎重に決定されるよう期待します。

使用料の改定は、使用者の負担が増えることから、使用者である市民や事業所の理解と協力を得ながら行うことが重要です。そして、一般会計に過度の依存をすることなく、また、将来の利用者に負担を押し付けることなく、事業を推進していくことを期待します。

污水施設は、公衆衛生環境の向上のため、欠かすことのできない重要な都市基盤であることは周知のとおりです。桶川市の公共下水道事業が、公営企業として、不断の経営努力を行い、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、独立採算の原則のもと、自立した経営を行っていくことを望みます。